

事 例 紹 介

(防災組織等の取組)

○ 目 次

1. 石油コンビナート防災について（千葉市消防局） …………… P 1
2. 川崎市消防局の取組について（川崎市消防局） …………… P 3
3. 石油コンビナートの防災に係る取組について
（四日市市消防本部） …………… P 6
4. 堺・泉北臨海特別防災地区自衛防災組織への教育訓練
（堺市消防局）…………… P 8
5. コンビナート地域での取組について（神戸市消防局） …… P11
6. 北九州市での取組（北九州市消防局） …………… P14

石油コンビナート防災について（千葉市消防局）

1 消防技術説明者

平成26年10月の石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（以下、「施設省令」という。）の一部を改正する省令の公布に伴う防災規程の変更の際、次に掲げる取組を指導した。

- ① 施設省令第26条第1項第13号に基づき、災害の現場において情報を提供（説明）する者の呼称を、「消防技術説明者」の用語で市内全特定事業所の統一。
- ② 消防技術説明者を容易に識別しやすいよう、ベスト（黄地に黒文字、前面・背面に「消防技術説明者」と表示等。）の着用。
- ③ 災害時に速やかに情報提供体制を確立できるよう、情報提供シートの作成例を配付し、情報提供シートの整備。
- ④ 災害発生時の対応に備え、施設ごとの平面図・立面図、消火設備や防災資機材等の配置状況図、化学物質等安全データシート（SDS）等をファイルやマニュアルとして整備。
- ⑤ 災害発生時に、図面等を現場で掲出・掲示するための必要物品の整備。

なお、従前から本市の指導により、市内の大規模な事業所においては、自衛防災隊の指揮系統を把握しやすくするため、隊長が赤色、副隊長が緑色のベストを着用している事業所がある。

2 情報の共有

千葉県では、「異常現象に係る早期情報提供」制度により、千葉県内で発生した一定基準（千葉県担当部署の内規で定めている。）以上の異常現象について、管内に特防区域を持つ各消防本部へ情報提供される。当該情報を受信した場合は、早急に特定事業所へ情報提供し、類似災害発生の防止を図っている。

また、管内特定事業所と同様の業態の事業所で災害が発生したという情報を得た場合は、管内事業所へ情報提供し、同様の災害が発生する可能性の有無、発生した場合の対処法等について確認を行っている。

例）発電所の火災や製鉄所の爆発事故等

3 教育・研修

① 共同防災組織と構成事業所の研修会において、最近の法令改正やコンビナートの防災等について、毎年講義を行っている。

また、事故発生状況等に応じて、事業所への講演も行っている。

② 千葉港周辺の事業所が参加する協議会において、研修を年2回実施し、防災に関する知識の修得、防災意識の高揚を図っている。



【コンビナートの防災に関する講演】

平成28年11月25日
川崎市消防局

川崎市消防局の取組について

1 コンビナート安全対策事業

川崎市消防局では、東日本大震災を踏まえたコンビナートの安全対策に取り組むに当たり、事業所における地震対策を更に促すためには、自主的な地震対策の具体的な取組の共有が必要として、関係機関の協力を得ながら、危険物施設の自主的な地震対策の取組などを調査・収集の上、地震対策の共有化を進めるに当たり、平成24年度に「川崎市コンビナート安全対策に係る地震対策調査検討会」を設置し、検討を行いました。

その成果物として、特定事業所の取組事例等を取りまとめた「コンビナート安全対策資料」（図1）を特定事業所へ配布し、安全対策の推進を図っています。また、コンビナートの安全対策について市民の理解を得るため、市民向けのパンフレット（図2）を作成し、配布しています。

2 自衛防災組織等に対する研修

県で実施している事業者向けの消防・防災教育訓練の受講対象者から、平成27年度から自衛防災組織等が外れたことから、当局において自衛防災組織等の防災要員を対象として研修を行っています。希望する自衛防災組織等を対象に研修、訓練礼式、訓練を行います。

3 共同防災等相互応援に伴う情報連絡会

川崎市消防局と川崎市域の共同防災協議会等が連携して、川崎市域の石油コンビナート等特別防災区域内で発生した災害を極限するために、連絡体制や災害防御態勢についての調整やお互いの情報共有を目的として、消防局内関係課、管轄消防署及び市内共同防災組織等を構成員として、連絡会を年3回程度開催しています。

近隣事業所との防災資機材等の相互応援協定

事例 8

川 崎コンビナート地域で操業する事業所では、共同防災組織を通じた災害時の相互応援のほかにも、事業所間やグループ企業間での様々な相互応援が行われている。 ある隣接 2 事業所では、平成 5 年に防災資機材の相互応援協定を締結した。東日本大震災時も含め、これまで実際に協定を発動する事象は発生していないが、地区防災協議会の合同訓練を通じて連携を確認している。	 自衛消防隊による消火訓練 (融通資機材 左下：消火用水、右下：泡消火剤)
  オイルフェンスの展張訓練 (融通資機材 左下：油処理剤、右下：油吸着材)	取組の特徴 ① 防災資機材の融通 防災資機材として、消火用水、泡消火栓、ホース、泡消火薬剤、油吸着材、油処理剤、オイルフェンスなどを融通し合うほか、担架、食料・飲料水の備蓄についても相互応援を行う。 ② 津波時の二次避難場所の提供 津波避難建物についても、比較的高い建物を有する事業所が、一方の事業所に二次避難所を提供することになっている。
取組の課題・留意点 防災資機材の融通のみならず、防災のための人員の相互応援体制を日頃から構築することも有用である。 また、津波避難に適した建物がない事業所では、近隣事業所との事前の調整が重要であり、必要に応じて避難路を整備するなどの対策を実施している事例もある。	

(図 1) コンビナート安全対策資料 (抜粋)

コンビナートに立地する特定事業所には、災害の発生や拡大を防止する「事業者の責務」があります。事業者単独でも必要な防災活動ができるように、防災要員を置くことや、消防自動車などの防災資機材等を備え付けることが義務付けられています。



特定事業所の消防力 ～所轄消防署より多くの消防力を保有～
事業所には、多くの消防力が義務付けられており、日頃から基本的な訓練をはじめ、高度な訓練等を実施して、災害発生に備えています。

東島
川崎市港湾振興会館
川崎マリエン
東日本災害対応拠点
川崎基地
扇島地区
共同防災協議会
東扇島基幹的広域防災拠点
遠隔観「しおかぜ」(左)
「たまぜ」(右)
(川崎海上保安署)
消防艇「第5川崎丸」(上)
「第6川崎丸」(下)
(川崎市消防局)
川崎市港湾振興会館 川崎マリエン
東日本災害対応拠点 川崎基地
東扇島基幹的広域防災拠点 (政府「内閣府」)
機関: 緊急物資輸送拠点
遠隔観「しおかぜ」(左)
「たまぜ」(右)
(川崎海上保安署)
消防艇「第5川崎丸」(上)
「第6川崎丸」(下)
(川崎市消防局)
川崎市港湾振興会館 川崎マリエン
東日本災害対応拠点 川崎基地
東扇島基幹的広域防災拠点 (政府「内閣府」)
機関: 緊急物資輸送拠点

東京湾臨海部
基幹的広域防災拠点
(国の緊急物資輸送拠点)
 基幹的広域防災拠点は、首都直下地震等に備え、東扇島地区(川崎市川崎区)と有明の丘地区(東京都江東区)に整備されています。
 東扇島地区は、川崎臨海部の港湾機能を活かした緊急物資輸送拠点です。



専任提供・協力：内閣府（防災担当）、川崎海上保安署、川崎港警察署、公益社団法人川崎市振興協会、厚志共同防災協議会、川崎市千鳥地区防災協議会、藤沢地区共同防災協議会、藤沢地区共同防災協議会、川崎市水江地区防災協議会、川崎市共同防災協議会、神奈川・静岡地区広域共同防災協議会

制 作 者：株式会社東京プラン

– 5 –

石油コンビナートの防災に係る取組について

(四日市市消防本部)

当消防本部では、コンビナート事業所の環境安全部門の課長職を委員とした連絡調整会議を概ね月 1 回開催しています。この連絡調整会議の中で、全国的に危険物施設における火災・漏えい等の事故発生件数が高止まりしており、四日市コンビナート地域においても事故等が減少する状況にないことに鑑み、消防本部と事業所の合同で、平成 21 年から「四日市コンビナート地域危険物事故防止アクションプラン」を年度ごとに策定し、それに基づいた活動を実施しています。

今年度のアクションプランは、危険物事故の未然防止と拡大防止を重点項目とし、以下の 3 点について実施することとしています。

1 コンビナート事業所学習会

過去に発生した事故事例とその再発防止策や事故防止への取組について情報共有し、事業所内で水平展開することをもって四日市コンビナート全体で予防保全能力の向上を図るものです。

具体的な取組内容は、コンビナート各事業所の担当者を集め、前年に事故を発生させた事業所による事故事例の発表と、事故の未然防止にかかる取組を実施している事業所による事例発表を実施しています(2つの事例合わせて5社程度)。その後、これらの内容を各事業所に持ち帰り、個々の事業所に合わせた形で水平展開するものです。

2 図上訓練担当者研修会

各事業所の訓練指導担当者を育成し、訓練を各事業所で展開することで災害の推移を把握し、臨機応変な対応力を身に付けることで防災体制の強化を図るものです。

具体的な内容は、各事業所の訓練指導者となる人材(40名程度)を集め、訓練の必要性やその種類、訓練の企画から実施までの流れ等についてパワーポイントを用いて消防職員が講義し、その後、実際に担当者同士で図上訓練を実施します。後日、ここで習得したことを基に、各担当者を中心として事業所内

でも訓練を展開します。さらに、図上訓練研修会の最後にアンケート調査を実施することや事業所内で展開した訓練結果を消防本部に報告させることで、取組の有効性を評価し、また、改善点は翌年の行動計画に反映しています。なお、例年、状況予測型の訓練を実施していますが、今年度は、より実戦に近い状況で行う状況付与型の訓練を実施しています。

3 集合セミナー

事業所における運転管理や設備保全、環境保安等の各部門の担当者が集まり、教育や安全意識の高揚に係る意見交換・研究討議を行うことで人材育成の推進を図るものです。

今年度は、各事業所の運転管理部門の課長職（40名程度）を集め、「運転管理に係る教育について、効果的な方法及び有効性評価」というテーマで、教育に係る取組内容やその課題・悩みを共有し、課題の解決策について討議します。各事業所における現場担当者同士がこのように一堂に会する機会は少なく、これをきっかけに横の繋がりをつくることも本セミナーの目的としています。

また、セミナーの最後にはアンケート調査を実施し、来年度のテーマ等を検討する材料としています。

堺・泉北臨海特別防災地区自衛防災組織への教育訓練

1 これまでの経過

昭和 50 年度～平成 25 年度

昭和 50 年に大阪府より特防協に対し、教育訓練の実施について協力依頼があり、大阪府立消防学校が堺・泉北臨海特別防災地区自衛防災組織への特別研修を実施

平成 26 年 11 月

例年、研修実施前に特防協会長から大阪府消防保安課長に提出している依頼文に対し、大阪府から平成 26 年度から大阪府立消防学校と大阪市消防学校の一体的な運用が開始され、大阪市を含め府内全域の消防（局）本部が採用した消防職員に対し基礎的な教育を担うことになったことを理由に現状の施設・設備では新規採用の消防職員以外に対して、大阪府立消防学校が研修を行うのは困難との回答がある。

平成 27 年 7 月

特防協との打ち合わせで、地元消防本部等が協力し消防学校以外の場所で教育訓練を実施する方向で検討を開始

平成 28 年 10 月 4 日～10 月 6 日（3 日間）

堺・泉北臨海特別防災地区の消防防災技術研修を開催

主 催：特防協、協力：大阪府、堺市消防局、泉大津市消防本部

参加者：同地区協議会事業所 16 事業所 42 名参加（18 歳～55 歳）

2 特防協が主催する教育訓練の課題

- (1) 消防学校の訓練施設が使用できないため、煙中訓練、油火災消火訓練などが実施できず、訓練内容が限定される。
- (2) 各教科の講師は、主に特別防災地区を管轄する消防本部の職員が通常業務を行いながら実施することになるため、消防学校で実施していた時より研修内容が縮小されることになり、また、教科によっては、専属で教育を実施している学校教官が実施するよりも教育の質が低下するものがある。

3 研修後の受講者からの主な意見

- 消防局の方と接する機会が少なかったが、直接丁寧に指導頂き良い経験となった。
- 空気呼吸器の取扱い方法等、指導者の説明が理解しやすかった。
- 普通救命講習受講経験があるが、今回知らなかったことをたくさん学べた。
- 特防協の組織や業務内容が理解できた。今後近隣企業との繋がりも聞きたい。

自衛防災組織への教育訓練体制の変更

自衛防災要員教育(初級課程)【5日・35時間】(全寮制) ※平成25年度まで

平成28年度 消防防災技術研修【3日・21時間】(日帰り)

日数	教科名	分類・指標	主教育内容	時間数	場所	月日	教科名	分類・指標	主教育内容	担当	時間数	場所		
1	行事	開講式・オリエンテーション	カリキュラム等	2	大阪府立消防学校	10/4 (火)	行事	・開講式 ・オリエンテーション	カリキュラム、事務手続き等	特防協事務局	1	臨海防災センター 会議室・大阪府港湾局多目的広場		
	防災対策	石災法	石災法の目的	1				・特防協概要	活動概要、防災協定等	特防協事務局				
	訓練礼式	各個訓練	・停止間の基本動作 ・集合・解散要領 ・訓練開始・終了要領	2			火災予防	危険物	危険物規制の概要	堺市消防局 危険物保安課	2			
	実科訓練①	ポンプ操法	・駆け足歩調要領 ・筒先・ホースの持ち方 ・延長要領	2			防災対策	石災法	石災法の目的	大阪府 消防保安課	1			
2	訓練礼式	各個訓練	停止間・行進間の基本動作	1					石災法に基づく災害対策・災害事例	堺市消防局 危険物保安課	3			
	実科訓練②	救助訓練	基本結索	2		10/5 (水)	訓練礼式	各個訓練	・停止間の基本動作 ・集合・解散要領 ・訓練開始・終了要領 ・速足行進・停止	堺市消防局 警防課	3			
	実科訓練①	ポンプ操法	・ホース延長訓練 ・基本注水姿勢 ・放水訓練	4			実科訓練①	ポンプ操法	・駆け足歩調要領 ・筒先・ホースの持ち方 ・延長要領・延長訓練 ・基本注水姿勢・放水訓練	泉大津市 消防本部	4			
3	訓練礼式	各個訓練	・停止間の基本動作 ・速足行進・停止	1		10/6 (木)	実科訓練②	救助訓練	基本結索	堺市消防局 警防課	1			
	火災予防	危険物	危険物規制の概要	2				救助訓練	・呼吸器装着訓練 ・検索訓練	堺市消防局 警防課	2			
	実科訓練②	普通救命講習	心肺蘇生法等	4				普通救命講習	心肺蘇生法等	堺市消防局 救急救助課	3			
4	訓練礼式	各個訓練	・停止間の基本動作 ・速足行進・停止	1		行事	行事	・討論会 ・閉講式		特防協事務局	1			
	実科訓練②	救助訓練	・呼吸器装着訓練 ・検索訓練	2										
	防災対策	石災法	石災法に基づく災害対策・災害事例	4										
5	実科訓練①	ポンプ操法	油火災消火訓練	3		《研修時間》								
	行事	討論会	教育課程の振り返り・反省等	2										
	行事	閉講式		2										

《主な変更事項》

- ◆ 開催場所を大阪府立消防学校から近畿地方整備局臨海防災センター及び大阪府港湾局多目的広場に変更
- ◆ 5日間(全寮制)35時間から3日間(日帰り)21時間に変更
- ◆ 各科目の時間数を縮減
- ◆ 油火災消火訓練を削除

《研修時間》

	消防学校	消防防災技術研修
火災予防	2	2
防災対策	5	4
訓練礼式	5	3
実科訓練①	9	4
実科訓練②	8	6
行事	6	2
計(時間)	35	21

消防防災技術研修 記録写真

【10月4日】

＜開講式＞



＜危険物講義＞



＜防災対策・災害事例＞



【10月5日】

* 台風18号接近を考慮し、午後に予定していたポンプ操法訓練を中止

＜訓練礼式＞



＜雨天のためテント内で訓練＞



＜雨間をみて屋外で訓練＞



【10月6日】

＜駆け足歩調訓練＞



＜救助訓練＞



＜救助訓練＞



＜呼吸器装着訓練＞



＜救助・基本結索訓練＞



＜訓練終了報告＞



＜普通救命講習＞



＜普通救命講習＞



＜修了式＞



石油コンビナート地域での取組について（神戸地区）

1 地域の状況

神戸市の特別防災区域は神戸市の東部（6つの特定事業所）と西部（3つの特定事業所及び西神戸防災センター（共同防災組織））に離れてあります。

石油コンビナート地域としては全ての特定事業所で構成された「神戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会」（以下「協議会」という。）があります。

（1）東部地区

ア 東灘区の特定事業所

- ティー・エム・ターミナル(株)神戸事業所（レイアウト）（主に貯蔵、貸倉庫（タンク倉庫））
＝神戸地区で2点セットを保有している唯一の特定事業所
- シンコーケミカル・ターミナル（1種）（主に貯蔵）
- 神港有機化学工業(株)（2種）（主に製造）
- 昭和産業(株)神戸工場（2種）（動植物油 製造）
- (株)Jーオイルミルズ神戸工場（2種）（動植物油 製造）

イ 灘区

- (株)神戸製鋼所神戸製鉄所（レイアウト）（主に製鉄と石炭を使用した発電事業）

（2）西部地区

ア 長田区

- セントラル・タンクターミナル(株)神戸事業所（1種）（主に化成品の貯蔵、貸倉庫（タンク倉庫））
- 昭和シェル石油(株)神戸事業所（1種）（主に貯蔵）

イ 須磨区

- J Xエネルギー(株)神戸油槽所（1種）（主に貯蔵）

ウ （有）西神戸防災センター共同防災組織

2 教育・訓練の状況

特定事業所にて実施している特筆すべき訓練等は次のとおりです。

（1）訓練

ア 神戸市・防災訓練（協議会・特定事業所と消防署の共同での防火防災訓練）



平成28年6月危険物安全週間中の訓練
（東灘区 昭和産業）
中央奥にはドラゴンハイパーコマンドユニットの車両からの放水を実施

イ 協議会による通報訓練

- ① 11月9日の119通報訓練
- ② 事業所間の連絡訓練（年2回）

ウ 兵庫県石油コンビナート防災訓練

会場が神戸市の場合は訓練を実施、それ以外の場所では見学

（2）競技会（協議会主催）

放水競技大会（特定事業所対抗、屋外給水栓を使用したホース延長と筒先から放水する、放水競技会）



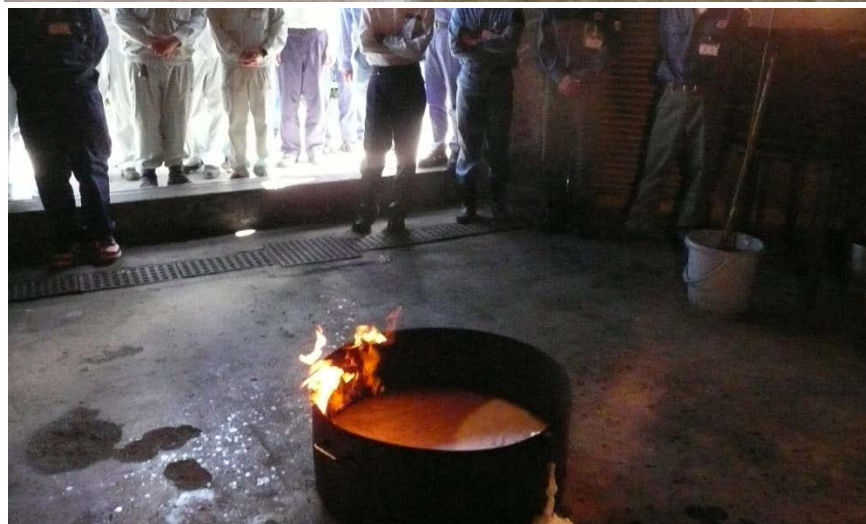
（3）講演会・研修会（協議会主催）

防災要員実務研修等、講師を招き講演会を実施（主に石油コンビナート、危険物に関するもの。）
消防から法令改正、事故事例、各種運用等の説明、情報交換を実施しています。

ア 防災管理者研修（協議会 年2回）（事業所の所長等対象）

イ 防災要員（協議会主催 事業所の実働の隊員等）

- ① 防災要員実務研修（年1回 2日間 集合研修（各事業所1～2名））
- ② 防災要員研修（年1回、2～3時間）



小型タンク模型での泡消火実験

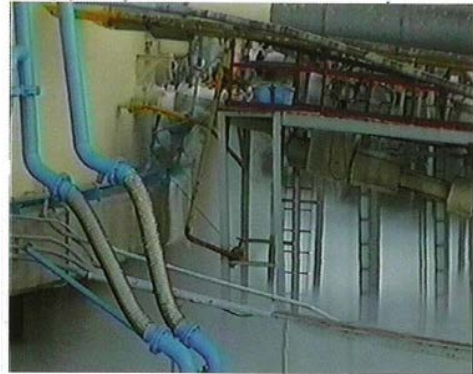
(4) その他

ア ティ・エム・ターミナル（東灘区）（レイアウト）

- ① 総務省消防庁主催の技能コンテスト参加
- ② 地域の住民（自治会）を招いての事業所見学会を実施

技能コンテスト訓練にあわせ、10月に見学会をにあわせ、主催の技能コンテスト参加の、2点セットの操法訓練の様子も見学。

発端は、阪神淡路大震災でLPGの2万tタンクから液体のLPGが漏えいした事案で、火災には至っていませんが、当時としては異例の付近住民7万人の避難勧告を実施したことから、地域の住民との日頃からの相互理解の必要性を感じ、以降毎年見学会等を実施し、現在まで続いている。



阪神淡路大
震災時のL
PG漏えい
状況



- ③ 無人ロボット研究への協力

国で研究されている無人ロボット開発での事業所内の幅員等々の測定に協力

イ 東灘区防火安全協会が主催する東灘区民放水大会（年1回）に特定事業所からも参加

ウ 神戸製鋼所(株)は、年1回、自治会連絡協議会に対し事業所の概要、最近発生した神戸製鋼の事故の状況等の説明会を実施

エ 長田地区では、防火協議会を年1回実施している

オ 西神戸防災センターは定期的に須磨、長田の特定事業所に出向き研修を実施

- ① 毎月1回 各事業所（須磨、長田の特定事業所）で研修を実施
（対象は防災関係従業員のみに限らず、そのほかの従業員も）
規律訓練、応急手当訓練等を実施
- ② 新規採用従業員の教育（年1回）
- ③ リーダー研修（年1回程度）将来、副防災管理者等リーダーになる者の養成研修

自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会

第 2 回検討会提出資料

【北九州市での取組】

(1) 自衛防災組織訓練の視察

特定事業所内で実施している自衛防災組織の訓練を、他の特定事業所が視察又は訓練参加し、災害対応能力の向上を図っている。

今年度は、鉄鋼業の特定事業所の訓練を他の特定事業所が参観。

【視察内容】

- ・ 訓練計画 …参加人員、時間、訓練場所
- ・ 災害想定 …どのようなリスクアセスメントに基づき想定したのか
- ・ 活動内容 …部隊、各隊員の防ぎょ活動
- ・ 使用資機材…防火衣、消防車両、筒先・ホースの規格等

※上記の実態把握をし、自事業所との比較や奏効例等を抽出。

(2) 自衛防災組織への公設消防隊の訓練指導

北九州市では平成 10 年度から地域防災対策の一環として、企業を対象に消防訓練指導を実施。そのなかで、自衛防災組織の訓練時、公設消防隊が現地出向し指導等を行い、併せて特定事業所の状況把握を実施している。

【訓練内容】

- ・ 水利部署 …屋外給水施設、私設消火栓、消防用水での給水要領
- ・ ポンプ操作…高圧、低圧（無圧）水利部署時のポンプ操作
- ・ ホース延長…二重巻、島田折り、ホースカー、屋外、屋内での延長要領
- ・ 放水要領 …大口径放水、屋内への進入要領

(3) 危険物安全週間中の消防演習

危険物安全週間中に公設消防と合同で消防演習を実施。

地震等の自然災害後に火災が発生等のシナリオで実施することも多い。

（演習内容）

- ・ 情報伝達 …事業所の防災規程に定める情報提供内容（平成 26 年総務省令第 79 号）を中心に実施
- ・ 火災防ぎょ…自衛防災組織の初動対応後に公設消防到着とし引継ぎを行う
- ・ 救護救出 …公設消防が自衛防災組織等からの情報を基に活動

(4) 防災要員実務研修会

防災要員に対し、防災に関する基礎的な知識の習得、技術の向上を目的に消防局職員を講師として実務研修会を開催。

カリキュラムは指導的立場にある者、小隊長クラスを想定して策定。

【カリキュラム】

- ・火災防ぎょ基本講習 ……情報収集、災害活動、安全管理等の基本事項
- ・災害シミュレーション……災害動画を使用し小隊長としての判断を問う内容
- ・実技訓練 ……空気呼吸器、暗中通過、ロープ結索等を中心に、自己及び隊員の安全管理を主眼とした内容
- ・救命講習 ……普通救命講習Ⅰを受講

(訓練写真)



【呼吸器着装訓練】



【暗中通過訓練】

(5) 特定事業所相互応援協定

特定事業所の相互応援協定を整備。

【協定内容】

- ・応援可能人員 ……機関員可能等、隊員の資格も明記
- ・応援可能資機材……原液種類、保管形態（ドラム缶、タンク等）等も明記
- ・担当者名簿 ……応援要請、受援調整用名簿の作成

※上記内容を、毎年各事業所が特防協幹事長へ報告し、その結果を一覧表に整理し配布している。（公設消防にも情報提供）

(6) 自然災害通報訓練

事業所間の通報ルートを整備し、津波等、自然災害に関する情報の伝達訓練を実施。

【訓練内容】

- ・ 情報伝達機器 ……通信手段は FAX。
- ・ 連絡ルート ……17 ある特定事業所を 3 ブロックに分けて実施
- ・ 目標時間 ……訓練時の完了時間は 20 分で設定。
- ・ 訓練結果の取扱い……事後検証を実施し、時間を要した場合は改善を行う

※通報ルートは、公設消防が災害発生時の情報収集手段としても使用しており、熊本地震発災後に被害情報の収集目的で利用している。

(7) 特定事業所合同研修会の実施

特定事業所の訓練、事故防止等の防災に関する取組事例を発表し、各事業所間の情報、意見交換を実施。

【研修内容】

- ・ テーマ ……訓練、事故防止の取組で水平展開可能なもの
- ・ 発表時間……1 事業所概ね 20 分程度
- ・ 質疑応答……発表後、質疑応答の時間を設定

※研修時には消防本部から、石油コンビナート災害防止の情報提供も実施。